

既存の小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）に対する特例

以下の条件を満たす「既存特定飲食提供施設」は、店内全体もしくは一部を喫煙可能とすることができます。

〈飲食店の条件〉

①2020年4月1日時点で現存する飲食店・喫茶店等

②個人又は中小企業（資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社）が経営

※以下のア又はイに該当する会社が経営している場合は、大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社）が経営しているとみなされ、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていないものとして扱われます。

ア.発行済株式又は出資の総数又は総額が1/2以上が同一の大規模会社の所有に属している会社

イ.発行済株式又は出資の総数又は総額が2/3以上が大規模会社の所有に属している会社

③客席面積100㎡以下

※「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

■店舗全体を喫煙可とする場合は、店舗の出入り口に「喫煙可能店」の標識を掲示する義務があります

■喫煙可能室を設置する場合、喫煙室の入り口と店舗の入り口に標識を掲示する義務があります。



喫煙可能スペースへの20歳未満の立ち入りは禁止です。
(従業員も含む)